

岡山県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業
助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者等が希望をもってがん治療等に取り組めるように、将来子どもを出産することができる可能性を温存するための妊孕性温存療法及び妊孕性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療等（以下「温存後生殖補助医療」という。）に要する費用の一部を予算の範囲内で助成するものとし、その助成に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）の規定によるほか、岡山県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(指定医療機関の指定の通知)

第2条 知事は、実施要綱第5条（2）により、本事業の妊孕性温存療法実施医療機関を指定した場合は、妊孕性温存療法指定医療機関指定通知書（様式第1-1号）により、本事業の温存後生殖補助医療実施医療機関を指定した場合は、温存後生殖補助医療指定医療機関指定通知書（様式第1-2号）により通知する。

(助成の対象及び助成額)

第3条 本助成事業の対象及び助成金額は以下のとおりとする。

- (1) 実施要綱第3条に定める対象者が、前条の妊孕性温存指定医療機関において、実施要綱第4条に定める治療を実施した場合を対象とし、その治療に要した費用について、実施要綱別表1に定める額を上限とする。
- (2) 実施要綱第3条の2に定める対象者が、前条の温存後生殖補助医療指定医療機関において、実施要綱第4条の2に定める治療を実施した場合を対象とし、その治療に要した費用について、実施要綱別表2に定める額を上限とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成を受けようとする対象者は、実施要綱第8条に定めるところにより県へ申請書等を提出する。

(助成金の交付決定及び額の確定)

第5条 知事は、前条に基づく申請があったときは、当該申請に係る申請書の内容を審査し、適当であると認めるときは、助成金の交付を決定するとともに、額を確定し、その内容を助成金交付決定及び交付額確定通知書（様式第2号）により通知する。

なお、審査の結果、当該申請が適当でないと認めるときは、不承認であることを文書により、通知する。

(申請の取下げ)

第6条 前条第1項による助成金の交付決定を受けた者（以下「申請者」という。）は、助成金交付

決定通知書を受領した日から 15 日以内に申請の取下げをすることができる。

(助成金の支給)

第 7 条 申請者は、第 5 条第 2 項による助成金交付額の確定通知書の受領後、請求書を知事へ提出するものとする。

2 知事は、適正な請求書を受領した場合、申請者に対し助成金を支給する。

(助成金の返還)

第 8 条 知事は、申請者が偽りその他不正の手段により助成を受けたときは、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る額を返還させることができる。

(書類の整備等)

第 9 条 申請者は、助成対象経費の支払いに係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、保管しておかなければならない。

2 前項に規定する証拠書類は、当該助成対象経費の支払日の属する会計年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(調査等の協力)

第 10 条 補助事業者は、知事が補助事業に関する調査等を実施する場合は、その求めに応じ、補助事業の実施期間中及び第 9 条第 2 号に規定する帳簿、証拠書類の保存期間中も協力するものとする。

(その他)

第 11 条 この交付要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和 3 年 8 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附則

1 この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附則

1 この要綱は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和 7 年 3 月 1 0 日から施行する。